○一般財団法人千葉県環境財団資金運用要綱

（目的）

第１条　この要綱は、一般財団法人千葉県環境財団財産管理運用規程（以下、「財産管理運用規程」という。）第３条第２項及び第４条第３項の規定に基づき、一般財団法人千葉県環境財団の資金の執行方針、運用手続等について定め、資金の適正かつ効率的な運用を図り、もって目的事業の安定的かつ継続的な進展に寄与することを目的とする。

（運用される財産）

第２条　この要綱において運用の対象とする財産は、金融資産とする。

（資金運用責任者）

第３条　資金運用責任者は、理事長とする。

２　資金運用執行責任者は、財産管理運用規程第２条第１項に規定する財産管理責任者とし、常務理事がこれにあたるものとする。

３　前２項の理事は、善良な管理者の注意をもって資金の運用に当たるとともに、法令及び一般財団法人千葉県環境財団定款の定めるところに従い、この法人のために忠実に職務を執行しなければならない。

（基本財産の運用基本方針）

第４条　基本財産については、資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用しなければならない。

（その他の資金の運用基本方針）

第５条　その他の資金については、資金の積立目的、運用可能期間等その資金の特性を勘案し、適正な運用に努めなければならない。

（資金の運用事務手続）

第６条　財産管理責任者は、資金の運用に当たっては、総務部長等に関係金融商品を調査させ、関係役員等との協議を経た後に、関係書類を添付して理事長の決裁を受けなければならない。

２　運用に係る金融商品について、満期に至るまで継続することができない特別な事情が発生したときは、資金運用執行責任者は速やかに理事長と協議し、適切な措置を講じなければならない。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。